

税制度が変わります

①地震保険料控除の創設

現行の損害保険料控除は、短期・長期とも廃止されますが、平成18年末までに締結した長期損害保険契約に係る保険料については、従前の損害保険料控除を適用可能とする経過措置があります。

地震保険料控除

	控除対象額	限度額	適用時期
所得税	払込保険料の全額	最高50,000円	平成19年分以後の所得税
住民税	払込保険料の1/2	最高25,000円	平成20年度分以後の個人住民税

経過措置

平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料契約に係る保険料については、損害保険料控除の対象となります。

	限度額
所得税	最高15,000円
住民税	最高10,000円

※地震保険料控除とあわせて適用する場合は、地震保険料控除の限度額が限度となります。また、損害保険料控除の経過措置と地震保険料控除の両方の対象となる1つの保険契約は、どちらか一方の控除しか受けられません。

②高齢者特例控除の全廃

平成17年1月1日現在、65歳以上の方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に適用されていた高齢者特例控除が平成20年度住民税から廃止されます。

③税源移譲時の年度間所得変動に係る減額措置

税源移譲により平成19年分所得税の税率変更による税負担軽減の影響は受けず、平成19年度住民税の税率変更によ

る税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済みの平成19年度住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。還付を受けるには、平成19年度住民税を課税した平成19年1月1日現在における住所所在地の市区町村へ「平成19年度分市町村民税・道府県民税減額申告書」の提出が必要です。申告期間は平成20年7月1日から同月31日までです。

④住宅借入金等特別税額控除 (住民税の住宅ローン控除)

税源移譲により所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった方

税源移譲により所得税が減ったため受けられなくなった住宅ローン控除額を住民税から控除する、というものです。平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、税源移譲により所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。税源移譲後の所得税率で計算して住宅ローン控除が引ききれられる場合は、この制度の適用はありません。

平成19年分の所得税から税源移譲により控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。なお、この申告書の提出は、毎年必要となります。(所得税の住宅ローン控除は従来どおり手続きが必要です。)

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方(年末調整のみの方)	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

問い合わせ 税務課 市民税係
☎65-0679 FAX63-4574

水口税務署から 「住宅借入金等 特別控除説明会」 のご案内

平成19年入居の住宅借入金等特別控除の説明会を、下記のとおり開催します。

お越しの方は、必要書類、筆記用具、電卓等をご持参ください。
(控除適用の可否、必要書類については、税務署までお問い合わせください。)

開設日	会場	開始時間
1月23日(水)	水口社会福祉センター 福祉ホール	午後1時30分
1月24日(木)	湖南省共同福祉施設(サンライフ甲西)	

問い合わせ 水口税務署 ☎62-0314(代表)